

## 有限会社ドリーム二十一 グループホーム大桑 料金表

### 1. 介護保険制度の利用者負担について

介護費用は介護保険負担割合証の負担割合に応じて1～3割負担額が決定します

### 2. 利用料金(介護保険分)

基本利用料は介護保険負担割合の認定の内容に基づいた負担額となります

#### ①施設利用料金

	1日あたりの基本利用料(単位)			1が月(30日)あたりの基本利用料(単位)		
	1割	2割	3割	1割	2割	3割
要支援2	749	1,498	2,247	22,470	44,940	67,410
要介護1	753	1,506	2,259	22,590	45,180	67,770
要介護2	788	1,576	2,364	23,640	47,280	70,920
要介護3	812	1,624	2,436	24,360	48,720	73,080
要介護4	828	1,656	2,484	24,840	49,680	74,520
要介護5	845	1,690	2,535	25,350	50,700	76,050

#### ②その他加算される料金

加算の種類	主な内容 (詳細は別紙を参照ください)	加算額(1日あたりの単位)			
		1割	2割	3割	
医療連携体制加算(Ⅰ)ハ 要支援非該当	看護師が利用者の日常的な健康管理を行ったり、利用者の状態を判断し、医療面から適切な指導、援助を行う	37	74	111	
協力医療機関連携加算	入居者等の病状急変時に医師または看護師の常時相談体制及び施設への診療の常時体制確保がされている	(月) 100	(月) 200	(月) 300	
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	介護ロボットやICT等のテクノロジーを活用し、介護サービスの質を保ちながら職員の負担軽減を図る取り組みを評価する	(月) 11	(月) 22	(月) 33	
介護職員等処遇改善加算(Ⅱロ)	介護報酬に上乗せして支払われる加算で、その全額を介護従事者の賃金改善に充てることが事業所に義務づけられた制度	月間所定単位数の22.0%			
<b>(該当時に算定される加算)</b>					
入居時初期加算(入居後30日に限り)	入居日から30日以内の期間に算定	30	60	90	
退居時相談援助加算(1回を限度)	退居後居宅サービス等に情報連携	400	800	1,200	
看取り介護加算 (要支援は非該当)	死亡日以前 31日以上45日以下	医師が回復の見込がないと判断したご利用者に対して、人生の最期の時までその人らしさを維持できるように、ご利用者やご家族の意思を尊重して、医師、看護師、看護職員が連携を保ちながら看取りをする場合に算定	72	144	216
	死亡日以前 4日以上30日以下		144	288	432
	死亡前日及び前々日		680	1,360	2,040
	死亡日		1,280	2,560	3,840
			※死亡月に加算が算定されます ※死亡日前に入院、退所された場合も加算が算定されます		

※ 認知症ケア加算は個人加算、サービス提供体制加算は事業所加算になります

### 3. 利用料金(介護保険外)

(月額)

家賃	51,000
燃料調整費	4,000

※1カ月あたりの家賃内訳は家賃:40,000円、光熱費:11,000円です

※入退去月は家賃は当該月の日数により日割り計算します

※入院中、外泊中は月額費用が発生します(日割り計算はしません)

(その他)

医療費、薬代、排泄用品(紙パンツ、おむつ、尿取りパッド等)

理容・美容代、その他個人嗜好品等

(食材料費)

朝食	1食につき	350
昼食	1食につき	420
夕食	1食につき	490
おやつ等	1日につき	70
食材費計(円)	1日につき	1,330
	月額	39,900

※欠食の場合は前日10時までにお申し出ください

※入院中は食材費は発生しません

### 4. 地域区分

金沢市:7級地 1単位=10.14円      津幡町:その他 1単位=10円

**<1カ月(30日)あたりの利用料の計算方法> (地域、加算状況により利用料は変わります)**

(①施設利用料金(30日)+②加算合計(30日))×(4. 地域区分)+3. 利用料金(介護保険外)

附則:上記料金表は令和8年6月1日より実施する